建設技術調査研究・活動助成事業 助成要綱

第1章総則

(目的)

第1条 この要綱は、特定非営利活動法人愛媛県建設技術支援センター(以下「当センター」という。)がその非営利活動事業として行う建設技術調査研究・活動助成事業(以下「助成事業」という。)について定める。

2. 災害対策や土木技術の向上に寄与する研究及びこれに携わる研究者に関する助成等を通じて、建設分野の技術水準の高揚、社会資本の品質向上、まちづくりや環境保全等を推進し、愛媛県内の学術研究及び建設技術の発展と振興に寄与することを目的とする。

(履行義務)

第2条 助成を受ける者は(以下「助成対象者」という。)、助成要綱及び請書等に基づき誠実に 実施する。

第2章 助成の方法

(助成の種類)

第3条 助成は、愛媛県の地域社会の活性化、安全安心の増進、社会資本整備や維持管理の促進、建設技術の向上など様々なニーズに関する課題解決に効果を有し、申請者自らが主体となって行う調査研究又は活動で、愛媛県の土木建設分野に関する技術水準の向上に役立つものとする。

(募集、応募)

第4条 当センターは、ホームページにより募集を行なう。

- 2. 募集対象者は、愛媛県内の大学・高等専門学校及びこれらの共同研究、NPO法人若しくは営利を目的としない団体又はこれらに所属する者とする。
- 3. 応募は、別に定めた応募様式に必要事項を記入し、当センターに提出する。

(決定)

第5条 応募された計画書について、選考委員会(以下「委員会」という。)において審査を行い、助成対象者及び助成額を決定する。

(通知)

第6条 当センターは、応募者に委員会の審査結果を通知する。

(請書)

第7条 助成対象者は、通知内容について承諾する場合、当センターに請書を提出する。

(助成金の交付)

第8条 当センターは、請書を確認後、助成金を交付する。

- 2. 助成金の交付は、助成を決定した後に行う。
- 3. 助成対象者は、助成金の使途を明らかにするため帳簿を備えるとともに、その経理に係わる証拠書類を整理しておく。

第3章 助成事業の実施方法

(事故等の届出)

第9条 助成対象者は、予測しない不慮の事情により助成事業の遂行が困難になった場合及び実施計画書の内容に大幅な変更が生じた場合は、申請計画変更願により協議するものとする。

(状況報告)

第10条 当センターは、必要に応じて助成事業の遂行及び助成金の使途について、報告を求める場合がある。

(成果報告)

- 第11条 助成対象者は、助成事業が完了すれば成果報告を作成し、速やかに当センターに提出する。提出期限は当該年度の2月末日とする。
- 2. 助成金の経理書類は、別に定めた決算報告様式により、決算報告として成果報告と併せて 提出する。なお、所属機関の会計システムから支払う方法を採用している場合は、助成対象者 の支払い証明書と併記で所属機関会計出納責任者の支払い確認証明により、領収書の添付を省 略できるものとする。

(助成金の額の確定等)

第12条 当センターは、前条の成果報告等の提出を受けたときは、その実績が交付の決定の内容に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定する。

2. 前項の規定により確定した金額を超える助成金が既に交付されている場合は、助成対象者は既助成額のうち確定した金額を超えた助成金に相当する金額を返還しなければならない。

(助成の取り消し)

第13条 当センターは、助成事業が次の各号に該当すると認められる場合には、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 助成対象者が助成金を他の用途に使用したとき。
- (2) 助成対象者が交付の決定の内容に違反したとき。
- (3) 助成事業者が調査研究又は活動を実施しなかったとき。
- (4) 第10条の規定により求めた報告に基づき必要があると認められるとき。
- 2. 前項に基づき交付の決定が取り消された場合、既に助成金の交付がなされているときは、助成対象者は取り消された助成金に相当する金額を返還しなければならない。
- 3. 前条の規定は、第1項の規定による取り消しがあった場合について準用する。

第4章 成果に関する取り扱い

(権利)

第14条 助成事業の成果及び特許権等は助成対象者に帰属するが、当センターは、助成事業の成果を公開できる。

(報告等)

- 第15条 助成事業の成果を公表する場合は、当センターの助成を受けたことを明記するとともに、当センターにその旨(方法、内容)報告すること。
- 2. 当センターが関係する発表会等において、協力を要請する場合がありますが、この場合、学業等に支障のない限り積極的に参加する。

附則 令和7年4月 制定